

滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

- 1 日時 令和5年9月25日(月) 13:30～15:00
- 2 場所 Web会議形式(事務局席等:滋賀県庁新館7階大会議室)
- 3 議題 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席委員 東野委員(委員長)、野呂委員、和田委員、市川委員、藤本委員、
畠委員、皆川委員、平山委員、林委員、水原委員、金委員

5 議事概要

(事務局)

資料1および参考資料1について説明。

【特記事項】

- ・準備書に対する住民意見が2通あったため、公聴会の開催を予定していたが、期日までに公述の申出がなかったため中止となった。
- ・準備書で関係地域とされている守山市、野洲市、栗東市に対して、環境の保全の見地からの意見を求め、野洲市から意見があった。

(事業者)

資料2について説明。

(委員長)

それでは説明を踏まえ審査に入るが、事務局から補足説明があるようなので、説明をお願いします。

(事務局)

「風害」について、有識者へのヒアリング結果を説明。

※ヒアリングはアセス対象事業として県内初の高層建築物の建設事業であること、審査会委員に風害の専門家がないことを理由に事務局が実施したもの。

- ・準備書に記載されている風害に関する「現況調査の結果並びに予測および評価の結果」については問題ない内容。
- ・風洞実験結果の方が実際の風環境よりも風速が大きくなるので、ランク4がないのであれば問題はないと考えられる。
- ・線路区域における強風出現頻度について、日最大瞬間風速が25m/秒を超過する年間の日数が、最も頻度が高い地点でも0.4日となっている。この数字についての基準はないが、高い値ではないと考えられる。

(委員長)

それでは説明を踏まえて委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

前回、確認した水質に関して、工事中の雨水排水は地下浸透だけの記載では不足がある。また、建設工事では濁水が絶対に発生するため、発生した濁水をどのように処理するのかという視点が抜けており、それが重要視されていない印象を受ける。この部分の記載内容について意見したい。

評価結果に「工事中の雨水及び工事排水は、地下浸透を基本とし、極力場外に排出しない」と書かれてあるが、あまり現実的ではないと考えている。なぜなら、土質調査結果では、表層がシルト質の粘土であり、工事中に雨が降ると必ず濁水が発生すると考えられる。発生する濁水への対応について、多くのアセス図書では、工事が始まる前にノッチタンクや沈砂池等を導入すると書かれるが、今回の準備書では、揚水のことだけなので、工事中の濁水にも目を向けていただきたい。近年、気候変動により短時間で極端な降水パターンが増加しており、ノッチタンクでは揚水と雨水の両方を処理しきれない可能性もあるため、その場合の環境配慮も追記していただきたい。

また、工事の実施に伴う大気質、特に粉じんへの影響について、重機の稼働、工事用車両の走行による影響の環境保全措置では、散水や車両の洗浄で飛散を防止すると書かれているが、散水等で発生した排水をどう処理するのかは書かれていない。その対応を追記してほしい。

さらに、廃棄物等の予測評価でも、残土が少量ながら発生することが書かれている。残土が仮置きされた場合や裸地部分が出てきた場合に、それらの管理をどうするのか、気象状況を見ながら、土砂等が流出しないように管理され、もし土砂等が流出するような気象条件の際にはどういった措置をすべきか、評価や環境保全措置に追記いただきたい。

(事業者)

ご指摘のとおり、雨が大量に降ると濁水が発生する可能性はあるが、今回の事業では山等を造成する訳ではなく、現地は市街地にある平地であり、既に元の建物が解体され、ほぼ裸地になっている。現在も解体工事等を実施されており、将来、本事業で行う工事と似たような現地状況になっている。そのような中、工事を施行している方々に聞き取りしたところ、そんなに濁水は発生していないと聞いており、地下浸透させることで対応できると考えている。ただし、ご指摘のとおり、濁水が全く発生しないことはあり得ず、雨が降れば当然濁水が発生するため、その対応としてまず地下浸透を図っていくこと、周辺河川に放流せざるを得ない場合は、ノッチタンクなどで濁水処理を行ったうえで放流することを評価書に記載したい。排水基準についても、十分な記載ができていな

かったので、しっかりと基準を設けて、基準に対応する濁水処理を行ったうえで、周辺河川に放流することを記載したい。

また、粉じんの発生抑制のために散水することや、車両洗浄を行うこと、土砂を仮置きした場合に、必要に応じて散水することが出てくるが、濁水が発生するほど散水等を行うわけではなく、散水等は必要最小限にして、地下浸透の範囲で処理できるように工事を行おうと考えている。ただ、先ほどもお話したように、濁水が絶対に発生しないと考えているわけではないので、十分対応していきたい。今回、評価書案としての原稿をお示ししているが、濁水部分の記載が不十分ではないかという指摘については、もう一度考えたい。

(委員)

工事に入ると土砂がかく乱され、今とは違った状態になっていく。建設現場では、工事中用ダンプのタイヤに付いた土砂が場外に出ることを防ぐため、水を溜めてタイヤの洗浄場を設けたりもされる。そういったタイヤ洗浄や散水等を行った後の濁水をどのように処理し、場外に出さないようにするのが、建設現場の面的な水質汚濁で問題となるため、配慮してほしい。

(事業者)

了解しました。既に守山市の都市計画課、河川課、土木課、環境政策課の方々と雨水および工事により発生する水について、具体的な処理方式の協議がスタートしているため、その内容も踏まえて、丁寧にわかりやすく評価書に記載したい。

(委員)

専門ではないが伺いたい。太陽光パネルの廃棄について、屋上に太陽光パネルを設置するとのことだが、取り外して廃棄する際にはヘリコプターで運ぶのか。

(事業者)

分解して、エレベーターで下ろすことになる。

(委員)

もしヘリコプターで運ぶなら、費用がかさむのではと心配になってお聞きした。

(事業者)

我々も心配していて、屋上に設置する設備は、エレベーターに入るように分解できるかどうか設計の際に検討している。

(委員)

景観について、意見とコメントさせていただく。まず、えんまどう公園からの見えに関しては、山頂部から左側がというように、眺望の毀損の程度を表していただいたので、書ける内容としては一定評価する。

ただ、1つだけ気になることがある。今回、野洲市長意見と住民意見の中に、東側からの比叡山から比良山地の山並みが見られなくなることについて考慮してほしいという意見があり、それに対しての事業者見解として、準備書 403 ページの野洲川立入河川公園のフォトモンタージュを使って、この地点と同等もしくはより小さいという、建物自体の見えの大きさについての回答をされている。しかし、山並みに対する建物の眺望への影響というのは、その建物の大きさだけでなく、例えばスカイラインを切るかどうか、どれぐらいの山並みの繋がりに対して建物が見えるかどうかという観点もあるので、ただ単に建物の見かけの大きさだけでは判断できないと思う。

また、そもそも野洲川の左岸側と右岸側では視点場の開け具合が違うので、川で視点場が開けている分、むしろ守山市側よりも野洲市側の方が比叡山から比良山地の山並みはよく見えると思う。守山市側では、川のすぐ西側に建物群があるので、実は山並みが綺麗に見えるところは少なく、野洲市側の方が川の分引きがあるので、山並みが綺麗に見える。そういう状況を踏まえて、景観への影響を心配されていると思うので、事業者見解で書かれている、野洲川立入河川公園からの景観の予測結果との大きさの比較だけでは、野洲市側からの見えを心配されている方々に対する回答にはなっていないと思う。とはいえ、先ほどのえんまどう公園の場合もそうだが、計画建物のボリューム感が決まっている中で配慮できることは、建物の色彩やシルエットの調整になり、フォトモンタージュ等での予測によって、実際に行える対策が変わるのかということ難しいと思うので、少なくとも事業者見解として、例えば高さの差等、指標を用いて計画建物が景観に与える影響を記載した方が良いのではないかと。

(事業者)

ご指摘はそのとおりだと思う。眺望地点の設定において、方法書でご意見いただいた地点を設定したが、その際に西方向、比叡山から比良山地が見える地点までは網羅できておらず、写真がないので、モンタージュという形で示すことができず、このような回答になった。ご指摘のとおり、比叡山から比良山地の山並み自体は、前方に障害物がない川の西側の方がよく見えると思うが、建物はさらに小さく見えるので、横にずっと連なっている比叡山から比良山地の山並みを、どこかで一部遮ることがあっても、大きな影響はないと考えているが、回答のとおり、一部で遮る可能性があるとは考えている。ただ、それに対しての対応は、ご説明いただいた通り、他の地点と同様に建物の色彩やシルエットを配慮することしかできないので、こういう形で書かせていただいた。

比叡山から比良山地の山並みに対して、今回の建物がスカイラインを切るかどうかは

検討したい。比叡山や比良山地までは大分距離があるので、スカイラインを切る可能性はあると思う。ただ、だからといって、これ以上の対応は難しいので、検討結果をもとに事業者見解を修正することで対応とさせていただければと思う。

(委員)

事情も今後の取りうる対応も理解できるので、できる限りのことを検討し、見解として記載いただくことが一番誠実な対応になると思うので、よろしく願いしたい。

(事業者)

承知した。

(委員)

騒音・振動に関する追加質問ではなく、コメントとして発言したい。万が一、騒音や振動に関する苦情が発生した場合、住民感情を考えると、対応はなるべく早く行うことが望ましいので、工事中の苦情を随時受け付けるような問い合わせ窓口を用意して、住民に十分周知しておくことをお勧めする。

(事業者)

近隣説明会は年末予定だが、その際にきちんと連絡先、電話番号、担当者名をお伝えする予定である。

(委員長)

それでは他に意見がないようなので、本日の審査はこれで終了する。

以上